

民族共同体と法（一九）

— NATIONALSOZIALISMUS あるいは「法」なき支配体制 —

南 利 明

はじめに

第一章 民族共同体の建設——「あらゆるドイツ人、一人一人をわれわれの理想に合致した鑄型に入れて鑄直す」

一 戦いの第二段階

二 運命共同体の建設 I（『法経研究』第三七卷第三号、第四号、第三八卷第一・二号、第三九卷第一号）

三 運命共同体の建設 II（『法経研究』第三九卷第二号、第三号、第四号、第四〇卷第一号、第二号、第三・四号）

四 運命共同体から種共同体へ

五 種共同体の建設 I（『法経研究』第四一巻第一号、第二号、第三号、第四二巻第一号、第二号）

六 種共同体の建設 II

(一) 課題としてのドイツ民族の人種改良

(二) 反ユダヤ主義（以上『法経研究』第四三巻第一号）

(三) ユダヤ人商店のポイコットとユダヤ人立法の開始

(四) ニュルンベルク人種法律（以上『法経研究』第四三巻第三号）

民族共同体と法（一九）

- (四) ニュルンベルク人種法律以降
- (六) クリストルナハト（以上『法経研究』第四四卷第一号）
- (七) ユダヤ人殲滅の予言
- (八) 国外移住と強制移送
- (九) 二重の戦争（以上本号）

(七) ユダヤ人殲滅の予言

ゲッペルスは、一九四一・四二年度の戦時冬季救済事業に関して行った演説の中で、「一九三三年から一九三九年にかけてわれわれが成し遂げた様々な事柄は、われわれが本来目標とするところのほんの除幕にすぎないものであった」と語っていたが、当然のことながら、反ユダヤ人政策もまた例外ではなかったであろう。

ユダヤ人商店のボイコットに始まり、『官吏団再建法』等による公職からの追放、『人種法律』等による血のボイコット、経済のアーリア化、ポグロム、そしてそれに続く『財産没収法』等の新たなユダヤ人立法に至る一連の措置が、単にユダヤ人の権利剥奪、財産の略奪、孤立化を目的とするにとどまるものではなかったこと、むしろ、その背後には常にただひとつの「最終目標」が存在し、その目標に定位しつつ、その折々の与えられた状況の中で、たとえジグザグではあれ、可能な、最善の解決策として、段階を踏みながら、計画され、実行されたものであったことは、ヒトラーが、一九三七年四月二十九日、党の後継者養成のためのフォーゲルザンク政治学校の開校式で行った秘密演説からも明らかであった。八〇〇名の管区指導者を前に、彼は、当時、或る新聞がユダヤ人商店に対する目印の書き込みを要求したことに触れ、この編集者の要求を余計なお節介だとして退けた上で、自らの方針を次のように語って聞かせたのである。

「われわれの政策全体の最終目標が何であるか、それは、われわれにとって完全に明白である。私が常に念頭においていることは、後戻りを余儀なくされるような一歩、われわれに害が及ぶような一歩は決して踏み出さないこと、ただそれだけである。私は常に一か八かのぎりぎりのところまで進んだが、しかし、決して限界を踏み外すようなことはしなかった。肝心なことは、『何をなすことができ、何をなすことができないか』、そうした危険を嗅ぎ分ける鼻を持つことである。一人の敵に対する戦いにおいてもそうなのだ。私は無理を承知で今ただちに敵に戦いを挑むつもりはない。私は戦いを欲するが故に『戦う』というのではない。そうではなく、私はただ次のようにうただけだ、『私はお前を破滅させてやる。私は、策を巡らし、お前が決して反撃できないよう、巧みに隅っこに追詰めた上で、その後、お前の心臓に致命的な一突きを見舞うのだ』と。」

ヒトラーがこの時語った「われわれにとって完全に明白な」「最終目標」が、戦後ニルンベルクの法廷ではじめてその意味するところが一般に明らかにされた「ユダヤ人問題の最終解決」、即ち、ヨーロッパユダヤ人全体の「生物学的抹殺計画」⁽³⁾を指すものであったとみてほぼ間違いないところであろう。

既に政治活動の最初期の頃、ヒトラーは、先に紹介した⁽⁴⁾ゲームリッヒ宛の手紙の中で、反ユダヤ主義の「最終目標」として、「ユダヤ人全体を断固除去(Entfernung)する」ことを挙げていたし、あるいはその半年後の演説でも、「われわれが今後進める革命は」ユダヤの屑どもを徹底的に掃除する(aufzäumen)革命となるであろう」との考えを明らかにしていた。これらの発言からも伺えるように、ヒトラーが当初からユダヤ人を単に武力によって制圧・征服すべき政治的軍事的な敵対者以上の存在として位置づけていたことについて疑問はない。

もっとも、ここでいう「除去する」あるいは「掃除する」がただちに後年の生物学的な「殲滅(Vernichtung)」、⁽⁵⁾「根絶(Ausrottung)」を意味するものであったかはさだかではない。むしろ、一九二〇年二月に発表され、ヒトラーも

またその作成に参画したとされる党綱領^⑤が、民族同胞および国家市民の条件としてドイツ人の血の所有を挙げ、ユダヤ人をはじめ民族同胞たりえない非国家市民は、国家の全人口の食料を充たすことが不可能な場合、「ライヒから追放されるべきである」と定めていたように、この時期ヒトラーの念頭にあったのは、せいぜいドイツあるいはヨーロッパからのユダヤ人の「移住」といった程度のことではなかったのかもしれない。この頃行われた幾つかの党集会での発言、たとえば、「何千人ものドイツ人が移住する前にまずユダヤ人が出ていかねばならない^⑥」、「ユダヤ人は客である。もし客として振る舞うことができないならば、とっとと出ていってもらおう。世界は広いし、彼らはあらゆる気候に耐えられるのだ^⑦」といった発言もこうした見方を裏付けている。

しかし、党綱領の発表から半年後、ザルツブルクで行われた演説を見る限り、ヒトラーの本心はもつと違ったところにあつたと推測される。そこには、内容のみならず、とりわけ用語法の点で、二〇年余り後、アウシュヴィッツのガス工場が本格稼働を始めた頃、ヒムラー等を前に行った発言^⑧との間に、驚く程の類似性が見い出されるのである。即ち、「諸君は、病原体を殺すことなく、つまり病原菌を抹殺することなく、病氣と戦うことができるなどと信じはしないであろう。また、諸君は、民族が人種の結核という病原体から解放されるよう配慮することなしに、人種の結核と戦えるなどと信じはしないであろう。ユダヤ人という病原体がわれわれのもとから除去されない限り、ユダヤ人の活動がなくなることも、民族に対する毒殺が止むことも決してないであろう^⑨」。

それでは、この頃、「ユダヤ人という病原体」によりもたらされる「人種の結核」からドイツ民族を保護すべく、どのような「闘争方法」が考えられていたのか。既に一九二〇年四月六日の演説の中で、「たとえ悪魔と手を結ばねばならないとしても、どんな手段でもわれわれには正当化されるにちがいない^⑩」との一般的な覚悟を明らかにしていたヒトラーは、翌年三月一三日付けのフェルキッシャー・ベオバハターにおいて、以下の具体的措置を提唱した。即ち、「わ

れわれは、ユダヤ人によるわが民族に対する浸食を、もし必要とあらば、彼ら病原菌を強制収容所に保安拘禁すること
で阻止するものである」と。^①「保安拘禁」が当然に被収容者から生殖の機会を剥奪するものであった限り、もしこの措
置が生殖能力を持つユダヤ人全体に狙いを定めて実施された場合、彼らの生物学的存在は、たとえ緩慢ではあれ、確実
な死を迎えることとなったにちがいない。

しかし、ヒトラーにとって、人種の結核を防止する上で、こうした措置もまた必ずしも相応しいものではなかったと
思われる。一九二四年の夏、ランツベルクの刑務所を訪れた一人の黨員を前に、ヒトラーは次のように語ったという。
「いやいや、私がユダヤ人に対する闘争方法に関して見解を変更したというのはまったくその通りです。私は、これま
であまりに寛大過ぎたのです。私は、私の本の執筆中に、われわれが上手くやり遂げるためには、今後はもっとも厳し
い闘争手段が使われねばならないという認識に到達しました。これは、わが民族のみならず、すべての民族にとって、
死活に関わる問題だと確信しています。何故なら、ユダヤ人は世界のペストだからです。」^②そして、実際、この時執筆
中と語った『我が闘争』の中で、「もっとも厳しい闘争手段」として、「毒ガス」による殺害といった方法が仄めかされ
ることとなる。「戦争が始まった時、そして戦争の最中にでも、あらゆる階層から構成され、あらゆる職業をもった最
良のドイツ人労働者数十万人が戦場で被らなければならなかったと同じように、これらの一万二千か一万五千のヘブラ
イ人の民族破壊者連中を一度毒ガスの中に放り込んでやったとしたら、前線での数百万の犠牲も無益なものではなかつ
たであろう。それどころか、一万二千のならず者どもを適当な時に片づけておいたならば、おそらく将来のために価値
あるまともな百万のドイツ人の生命が救われたであろうに。」^③

むしろ、数万単位の抹殺が問題であったわけではなかったであろう。ラウシュニングの伝えるところによると、ヒト
ラーは、政権掌握間もなくの頃、「人種単位の除去が私の任務である」ことをはっきりと表明したという。「自然は無慈

悲である。だからわれわれもまたそうであつて何ら躊躇うことはない。私が将来ドイツ人の血を戦争という鋼鉄の雷雨の中に送り込むことになつた場合、私には害虫のように自己増殖を続ける何百万という劣等人種を除去する権利があるのではなからうか。望ましくない人種を、体系的に、比較的苦痛もなく、ともかく流血の惨事もなく、死滅させる多くの方法がある。自然の本能があらゆる生物に敵命するところは、自らの敵を単に征服するのみならず、殲滅することである。」⁽¹⁴⁾

こうした観念、こうした目標、こうした計画の存在は決して一般のドイツ民族、あるいは当のユダヤ人たちに秘匿されるべきものでも、また秘匿されていたわけでもなかった。たとえば、フランケンの大管区指導者シュトライヒャーの編集の下に、『ユダヤ人はわれわれの災いである』等のスローガンを毎号紙面のトップに掲げ、低劣な反ユダヤ主義を売り物にしていたシュテュルマーは、数十万の読者を対象に、「ユダヤ人の殲滅」について繰り返し語りかけていたのだから。「ナチスドイツは、ユダヤ人を無害化する努力を重ねてきた。ユダヤ人問題はいまだ解決されるに至っていない。最後のユダヤ人がドイツを立ち去つたとしても、いまだ解決されたことにはならない。世界中のユダヤ人が殲滅された、その時はじめて解決したといえるのである。」「ユダヤ人と南京虫は互いに非常に似た存在である。彼らはどちらも害虫である。どちらもぼろ切れと古着の中から湧いてくる。彼らは東方からわれわれの所にやってきた。そして、ともに唾棄すべき災厄となっている。彼らはどんな片隅にも潜り込んでくる。当初その存在に殆ど気付くことはないが、やがて、人は自らの身を守るために焼き殺す以外に方法がなくなる程に増殖するものなのである。南京虫を駆除できない者は、逆に南京虫に征服されて食い尽くされてしまう。ユダヤ人の場合もそれと何ら変わるところはない。」⁽¹⁵⁾

党の正式の機関紙でもない三流新聞の主張を低級な感性から出た戯言と聞き流せたにせよ、一九三三年四月のポイコックに際して布告された声明文を注意深く読んだ者は、この時点、既に、政治指導部の意図が決してシュテュルマーのそ

れと大差ないことに気づいたかもしれない。即ち、「今回のボイコットは、差し当たり、純粹に経済的な性質をもつものである。それはユダヤ人の人格あるいは生命に向けられたものではない。」⁽¹⁶⁾もともとこうした婉曲的な表現を理解しえなかった者、気付かなかった者たちにとつても、同じ年の党大会でのヒトラーの発言は疑う余地のないものであったと思われる。「偉大な歴史家であるモムゼンは、かつてユダヤ人を諸民族の生存の『腐敗酵素』であると呼んだが、ドイツにおけるこの腐敗の進行は非常に広範囲にわたって見られるものであった。……これまでドイツ民族を破壊ならしめてきた張本人どもが、破滅を避け、危機を克服するために、民族の全体意思の一致協力が求められねばならないこの時代にあつて、今後さらに一層、彼らの永遠に変わることのない否定的な破壊活動によつて、ドイツ民族を意思なき民族、よるべき民族に貶めようとするならば、決してそのことを見過ごすわけにはいかない。それ故、運動のもつとも重要な課題は何かといえ、それは、ドイツ民族の有する抵抗力を破壊せんとするかかる企てに対し断固たる戦いを宣言し、彼らを完全に殲滅ならしめるまでこの戦いを続行することである。」

こうした一連の動きの中で、一九三五年九月一日の国会が、明らかに一つの画期をなす出来事であつたことは間違いない。しかし、それは、単に血のボイコットが法制化されたからだというだけではない。当日、国会の演壇からドイツ民族に対し、ラジオ放送を通して、新たな法律がユダヤ人政策の中に占める意義を語りかけたヒトラーは、暗示的な言い回しを残しながらも、ユダヤ人問題の解決がもはや単なる大衆動員のための戦術的な政治スローガンではなくなつたこと、今、ユダヤ人政策が将来の「最終解決」に向けて新たな一歩を踏み出し始めたことを国会という公式の場で表明してみせたのである。即ち、「『ドイツ人の血と名誉を保護するための法律』は、今後も失敗が繰り返されるような場合、最終的解決のために法律によつてナチス党に移管せざるをえなくなるであろう一つの問題を法律によつて規制せんとする試みである」と。⁽¹⁷⁾

『人種法律』が「最終解決」に至る暫定措置であったとして、それでは、最終目標それ自体は、いかなる時期に、いかなる状況の下で実行されるものと考えられていたのか。それは、既に、政権掌握前、一九三一年六月に行われたライプツィヒ最新ニュース紙編集長プライティングとの会談の中に見い出される。「世界のユダヤ人が歴史の歯車を再び逆転させようと欲し、それにより、われわれの正義の行動が戦争による対決に至った時、世界中のユダヤ人はその歯車の間にはさまれて八つ裂きとなるであろう。」¹⁹「そのようにヒトラーは語っていた。あるいは、先に紹介したラウシュニングとの対談の中でも同様の発言が繰り返されている。「私が将来ドイツ人の血を戦争という鋼鉄の雷雨の中に送り込むことになった場合、私には害虫のように自己増殖を続ける何百万という劣等人種を除去する権利があるのではなからうか。」これらの発言は、ユダヤ人問題の最終解決が、ヒトラーの頭の中で、彼のもう一つの目標・計画である「生活空間獲得のための戦争」と密接不可分のものとして結び合わされていたことを物語るものではなかったか。そして、ゲーリングは、ポグロム直後に開かれた会議の席上、そのことをはっきりと確認してみせた。「近い将来、ドイツライヒが外交上の衝突に至った場合、われわれは、先ず第一に、ドイツ国内において、ユダヤ人との間で大規模な決着をつけることを考えなければならなくなるであろう。」

ユダヤ人問題の最終解決に至る長い過程の中で重要な意味をもったこの会議から一〇日余り後、SSの機関誌が「炎と剣による根絶」を訴えた時、それが政治指導部の意図を先取りし、代弁するものであったことは間違いない。「われわれは今後ユダヤ人問題の全体的解決に着手するつもりである。プログラムは明白だ。即ち、完全な排除と完全な分離！それは、単にドイツ民族経済からの排除を意味するものではない。それは、より以上のことを意味する。ドイツ民族の仇敵であるユダヤ人とこれ以上一つ屋根の下に住むことをドイツ人に対して期待することはもはや不可能である。……われわれは、今日過酷な運命の前に立っている。即ち、われわれが国家の秩序を守るため犯罪者に対してそうするのが

常であるように、炎と剣によってユダヤ人の下等世界を根絶しなければならぬ。その結果は、ドイツにおけるユダヤ人の事実上の、そしてまた最終的な終焉、即ち、徹底的な殲滅となるであろう。」

一方で、政權掌握以降の様々な法的手段によるユダヤ人の権利剥奪と孤立化が一つの頂点を迎え、他方で、近い将来の戦争準備があらゆる面で具体化してきたこの時期、ヒトラーは、会談をもった外国政府の高官を相手に、ユダヤ人問題の解決に向けた自らの決意を驚くべき率直さでもって打ち明けていた。一月二四日の南アフリカ国防・経済大臣ピローとの会談では、イギリスの理解とチェンバレン内閣の支持を得べく、ユダヤ人問題の堪えうる解決策を模索するようにとのピローの進言を退けた中で彼は次のように語った。「問題は近い将来解決されることになるでしょう。これは断固たる私の意思なのです。ところで、ユダヤ人問題というものは単にドイツにのみ係わる事柄ではありません。ヨーロッパ全体の問題なのです。それは、今日至る所で起こっています。ポーランドしかり、チェコスロバキアしかり、そしてフランス、イギリスも同様です。私たちにあって、ユダヤ人とは一つの纏まった共同体なのです。……ユダヤ人は、いつの日か、ヨーロッパからその姿を消すことになるでしょう。」二月二カ月後の翌年一月二二日、チェコ外相チヴァルコフスキーとの会談ではより露骨な表現が使われた。「われわれはユダヤ人を殲滅するつもりである。彼らが一九一八年一月九日に行ったことを償わなければならない時がやってきたのだ。復讐は必ず行われるであろう。」

一九三九年一月三〇日、六回目を迎えた政權獲得記念日にあたるこの日、ヒトラーが行った国会演説は、その後繰り返し機会ある毎にこの演説に言及した²⁴ことに見られるように、ユダヤ人に対する文字通り決定的な宣戦布告としての意味をもつものとなった。一九三三年の党大会での発言を字義通りのものとして受け取らなかつた人々、あるいは一九三三年のポイコットの声明文や一九三五年の国会での演説の暗示的な表現を読み取れなかつた人々、シュテュルマーやSの機関紙の記事を三流新聞の戯れ言として読み流した人々、そうした人々も今回ばかりは、前年秋のポグロムの経験

に鑑みて、ヒトラーが本気で事を構えようとしていることをはっきりと悟らされたにちがいない。「わがドイツは、過去数百年間にわたり、伝染性の政治的病や本物の伝染病の他には何も所有していないユダヤ人を親切にも受け入れてきた。この民族が今日所有する一切は、もっとも悪辣な詐欺的手段を使い、善良なドイツ民族を犠牲にすることにより獲得されてきたものである。われわれは、今日、この民族が当然支払わなければならない償いを求めているにすぎない。……われわれドイツ人にとってのみならず長く記憶されるべきこの日にあたって、私は或る一つの事柄についてはっきりと言明しておきたい。私は、これまでの生涯の中でしばしば予言者として振る舞ってきたが、同時に、そのため大抵は嘲笑を受けてきた。かつて権力をめぐる戦いの最中、私が、将来ドイツにおける国家ならびにドイツ民族全体の指導権を掌握し、その後多くの他の問題とともにユダヤ人問題を解決するであろうと予言した時、真先に私の予言を哄笑でもって迎えたのは他ならぬ彼らユダヤ民族であったのだ。当時響き渡ったこの哄笑は、私が思うに、その頃既にユダヤ人達の喉を締めつけ彼らを窒息させていたのではなかったか。今日再び私は予言者となろう。即ち、もし国際主義的ユダヤ人金融資本家どもが、ヨーロッパの内外で、再び諸民族を世界戦争に引き込むことに成功したとしても、その結果は地球のボルシェヴィキ化、ユダヤ人の勝利ではなく、ヨーロッパにおけるユダヤ人種の殲滅となるであろう、と。」⁽²⁸⁾

(1) "Führer-Reden zum Kriegs-Winterhilfswerk 1942/1943." (1942) S.8.

(2) アウシュヴィッツ強制収容所所長であったヘスは、ニュルンベルクの法廷に提出した宣誓供述書の中で、「ユダヤ人問題の『最終解決』とは、ヨーロッパのすべてのユダヤ人の完全な抹殺(extermination)を意味する」ものであったことを明らかにした。(Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal. Bd.11. S.416.)

(3) (ed.) H. von Kotze/H. Krausnick, "Es spricht der Führer." (1966) S.147f.

(4) 本章上(一)参照。

(ハ) 国外移住と強制移送

(1) 国外移住

一九三九年一月三〇日の国会での演説の前後、既にヒトラーの頭の中にユダヤ人問題のもっともラディカルな解決に向けた覚悟が生じていたとして、当然のことながら、それを実行に移すだけの条件・準備が整っていたわけではなかったであろう。そのためには、方法の開発、人材の育成、組織の編成、施設の建設等々の準備措置の他、とりわけ重要な事柄として、当然予想されうる国内外からの非難に鑑み、秘密が厳守される場所と条件が確保されなければならなかったことはいまでもない。やがて、近い将来、精神病者等に対する安楽死ならびに東部の戦争が、これら一切の条件を準備し提供するまでの間、差し当たり、指導部により採用された方策が、政權掌握以来ユダヤ人の側によって自発的に行われてきた「国外移住」を党と国家の側から組織化し推進することであった。¹⁾

ポグロム後の会議において、「ユダヤ人をドイツの経済生活から排除したとして、ユダヤ人がドイツから出て行くという根本問題は何ら解決するわけではない」としたハイドリッヒは、既にアンシュルス以降ウィーンで行われてきた一つの実験についての報告を行った。「われわれは、ウィーンで、ライヒ全権委員の指示にもとづき、ユダヤ人国外移住中央本部を設立した。その結果、旧ライヒで同じ時期に一九〇〇〇人のユダヤ人を追放できたに過ぎなかったのに対し、オーストリアでは、とにもかくにも五〇〇〇〇人のユダヤ人を追放した。しかも、われわれにこうした成功をもたらしたものは、所轄の経済省と外国の救援組織の協力であった。²⁾」

ウィーンでのこうした実験の成功に鑑み、四カ年計画全権受託者ゲーリングは、ライヒ内務大臣に対し、一九三九年一月二四日付けの指令³⁾により、「ドイツ国内からのユダヤ人の国外移住を全力でもって促進すべき」ことを命じるとともに、そのための組織として、ライヒ内務省内に保安警察長官の指揮に服する「ユダヤ人国外移住のためのライヒ中央

本部」の設立を指示し、その具体的任務として以下の事柄を定めた。「①ユダヤ人の国外移住をより一層推進すべく、その準備に必要な一切の措置をとること。その他、国外移住申請の統一的準備を行うのに適当なユダヤ人組織を設立すること。国内外の通貨の調達ならびに有効利用を行うための一切の措置をとること。ライヒ官署との協力の下に、移住のために相応しい目的地を確保すること。②国外移住を指揮すること。その他貧しいユダヤ人の優先的国外移住に努めること。③国外移住の申請を中央にあって統括し、個々の国外移住者が必要とする国家による証明書類の作成を早急かつ円滑に行い、また国外移住の進行を監視することにより、個々のケースにおける国外移住の実行を容易ならしめること。」

海外移住政策の実行に直接関係するライヒ外務省もまた、ゲーリングの指令の翌日、すべての在外公館宛てに「一九三八年における外交政策の要素としてのユダヤ人問題」と題する『回状』を布告し、新たな事態への認識と対応を促す措置をとった。即ち、前年の大ドイツライヒの統合により新たに二〇万のユダヤ人がライヒに加わった結果、「ユダヤ人問題のラディカルな解決策の必要性」が生まれるに至ったとし、そこから、「ライヒに居住するすべてのユダヤ人の海外移住」を「ユダヤ人政策の最終目標」として位置づけ、その円滑な推進のために、「移住の流れをコントロールし、可能な限り監督する」ことがドイツ外交政策の重要課題の一つであるとの方針確認を行ったのである。

一月二四日付けの指令にもとづき、ハイドリッヒは、二月一日、第一回実務者会議を秘密国家警察局において開催し、中央本部の任務を次のように総括した。即ち、ユダヤ人の移住を促進すべく、「多くの点で対立しあうこれまでの手続き全体を統一的に整理し、かつユダヤ人のために可能な限り単純化すること」にある、と。その後、先の指令の中でゲーリングが求めた「統一的準備を行うのに適当なユダヤ人組織」に関し、ライヒ内務大臣は、七月四日、『ライヒ市民法第一〇命令』を公布し、その中で、「ユダヤ人の国外移住の促進」を目的に、ベルリンに本部を置く「ドイツ在

住ユダヤ人ライヒ連合会」の設置を定めるとともに、自らの監督の下にすべてのユダヤ人団体を新たな組織に糾合すべく、既存の社団、組合、財団を解散し、または連合会に統合する権限が内務大臣に帰属するとした。

党と国家の側から組織的な追放政策がとられる以前、ユダヤ人の側からの「自発的」な国外移住が行われていたことはいうまでもない。最初のピークとなった一九三三年には三八〇〇〇人が、その後の四年間に、二二〇〇〇人、二一〇〇〇人、二四五〇〇人、二三五〇〇人が、そして一九三八年には四〇〇〇〇〇人のユダヤ人がドイツから去っていった。この年の移住者の急激な増加が、一月のポグロムとその後続いた様々な法的措置の結果であったとして、同時に、これらの措置が今後予定されるユダヤ人問題解決のための包括的措置の準備作業としての性格をもつものであったことは、一月二八日の『公開の場所へのユダヤ人の立入に関する警察命令』に付せられたエアハウスの解説からも明らかであった。即ち、「目標はドイツからのユダヤ人の海外移住である。それ故、ユダヤ人の移住を容易ならしめるため、一切の措置が今後とられることになるであろう」と。たとえば、一月三日のヒムラーの命令がそうであり、それが、「一切の自動車の運転の禁止」、「乗用自動車及びオートバイの所有の禁止」、「一切の運転免許証並びに乗用自動車及びオートバイの登録証の警察官署への引渡」を命じたことは、ユダヤ人の逃亡阻止を狙いとするものであったと考えられるし、あるいは、同じ日の『ユダヤ人財産没収命令』が、「株券、鉱山株、確定利息付有価証券、類似の有価証券」の「外国為替銀行への寄託」を命じ、また、「金・白金・銀製品、宝石、真珠」、「一〇〇〇ライヒスマルクを超えるその他の装身具・美術品」の「取得」、「質入れ」、「仲介なしの売却」を禁止したこと、翌年一月一六日付けのライヒ経済大臣の『布告』が、移住の際の高価な物品の国外持出を、装身具については原則禁止とし、わずかに個人用の一揃いの銀製食器、取得価格一〇〇ライヒスマルク以下の結婚指輪および時計のみに限定したこと、二月二一日の『ユダヤ人財産申告令に関する第三命令』が、「金・白金・銀製品、宝石、真珠」の「公設購買所への引渡」を命じたことは、それ以前

からの諸々の類似的措置を含め、今後の国外移住に際して行われる財産没収の手間を省き、移住手続きの能率化を意図するものであつたらう。

ナチス政府が、この時期、ユダヤ人を特定地域に集約し、そのためユダヤ人とドイツ人の居住の分離を進めようとしていたことも、同様の準備作業の一つであつたと考えられる。先に紹介した通り、一月三日のベルリン市警察の『立入禁止に関する第一命令』に関し、フェルキッシャー・ベオバハターは、「ミユンツ通りやリニエン通りのように何年も前からユダヤ人が多数居住する街区は禁止区域に入らないであろうこと、したがって、それ以外の街区に居住するユダヤ人は住居の交換等の処置によりこれらの区域への移住を計画することが得策である」との警察署長の通知を伝えていたし、あるいは、一月二十八日のライヒ内務大臣等に宛てた秘密命令の中で、ヒトラーは、「借家人保護のユダヤ人に対する適用は、これを一般的に廃止すべきではない」と断りながらも、「個々のケースについては、賃借の状況が許す限り、ユダヤ人ができるだけ一軒の家屋にまとまって居住するように取り計らうことが望ましい」、そのため、「家屋のアーリア化はアーリア化作業全体の最後に位置づけられるべきである」との方針を指示していた。⁽¹²⁾ ライヒ政府は、翌年四月三〇日、『ユダヤ人との借家契約に関する法律』を公布し、この中で、先のヒトラーの命令がなお留保していた『借家人保護法』の適用解除を決定する措置をとっている。これは、ドイツ民族同胞がユダヤ人との間で「家共同体」を形成し維持することが不可能となつたこと、さらには「ドイツ人居住地域からのユダヤ人の退去が自発的に行われないう限り、それを促進するための手を打つ必要が生まれた」ことを理由として、一定の条件の下に、ドイツ人貸主に対し、「自由な」解約告知権を認めようとするものであつた。⁽¹³⁾ 即ち、「貸主が、解約告知に際し、借家契約終了後も賃借人の居住がその他の方法で確保されることを自治体官署の証明書によって証明した場合、ユダヤ人は借家人保護に関する法律上の条項を援用することはできない。」その他、『法律』は、長期の期間の定めのある場合、あるいは長期の告知期間の

定めのある場合に関しても、「借家契約は、何時にても、法律の定める期間をもって解約告知を行うことができる」とした。この場合も、貸主に対し、先の場合と同様、「自治体官署の証明書による証明」が求められていたものの、かかる義務は、いずれの場合も、ドイツ家主が解約告知を行う上で何らの障害ともならなかった。それというのも、『法律』は、同時に、ユダヤ人が家屋または家屋の利用権を所有するか、あるいはユダヤ人家主から賃借している場合につき、当該ユダヤ人に対し「自治体官署の請求によりユダヤ人を借家人または転借人として引き受ける」ことを義務づけ、万が一彼らが拒否した場合、自治体官署は契約内容を定め契約の締結を強制しうるものとしていたからである。

この間、国外移住の進展状況はどうであったのか。一九三九年六月二十九日、秘密国家警察局で開かれた「ライヒ中央本部」の会議の席上報告された数字は以下の通りであった。二月一日から五月三十一日までの期間、旧ライヒから三四〇四〇人、オーストリアから三四三二〇人。旧ライヒについては、わずか四カ月間で、それまでの最高を記録した前年実績のほぼ九〇%の移住が行われたことになる。そして、この一年間の移住者総数は七八〇〇〇人にものぼったのである。¹⁶⁾

しかし、この時期既に国外移住は厄介な問題に逢着していた。それまでユダヤ人を受け入れてきた多くの国が門戸を閉ざし始めたのである。「たえず新たな入国差止め命令が布告されている」、そのように報告はいう。「たとえば、チリは入国・定住申請の取り扱いを今後一年間原則として中止することを決定した。ポリビアは向こう六カ月間一切の入国を停止した。パラグアイは入国の完全な停止を決定した。ウルグアイは入国料を値上げしたことにより、外国為替の欠乏に鑑み今後の移住の可能性はほとんどなくなった。キューバは五月五日の新たな入国管理令によりユダヤ人の入国をほぼ完全に阻止するに至った。今後海外移住の規模を少なくとも従来と変わらない水準で維持しうるためには、こうした困難を何らかの仕方克服することが是非とも要望されなければならない。」¹⁶⁾

(2) 強制移送

ポーランドへの侵攻による大戦の勃発は、当然のことながら、ユダヤ人問題の処理に関して大きな変化をもたらさずにはすまなかつた。それは、一方で、六月二十九日の会議が求めた国外移住の可能性を大幅に奪いとるとともに、他方で、政治指導部の手の中にドイツのみならずヨーロッパユダヤ人全体を委ね渡し、彼らを対象としたより根本的な解決の課題と、同時にまた新たな可能性を与えることとなったからである。

ハイドリツヒが、ベルリンに特務部隊隊長を召集し、ユダヤ人問題の最終解決に至る概略を報告、差し当たり必要とされる「準備的任務」を指示したのは、九月二日、ポーランド分割がソ連との間で合意される六日前のことであった。¹⁷⁾ 会議の決定は、その日の内に、『占領地域におけるユダヤ人問題について』と題する至急報でもって、すべての特務部隊隊長宛てに送付された。「(長期間を要する)最終目標」と「この最終目標の実現に至る(短期間で実行される)諸段階」を区別しなければならぬ、このように基本方針を明らかにしたハイドリツヒは更に次のようにいう。「厳秘を要する策定された総轄的措置(即ち、最終目標)」の実現のため、「最初の準備措置として、まず第一に、ユダヤ人を地方から大都市へ強制的に集中移送し収容することが必要である。」ダンツィッヒ、西プロイセン、ポーゼン、東オーバーシュレージエンの各地域については、可能な限りユダヤ人を追放し、ごく少数の都市に集中収容することが目標となる。その他の占領地域については、「今後予定される措置の実行を容易ならしめるべく、ごく限られた少数の地点を集中収容のための拠点とし、その際、「鉄道の分岐駅ないし少なくとも鉄道線路沿いに存在する」都市をそうした拠点としなければならぬ。

至急報から二カ月余り後の一二月、最初の大規模な「強制移送」が開始された。八七〇〇〇人のポーランド人とユダヤ人が、ライヒ保安本部の指揮の下、保安警察の手により、八〇の貨物列車を利用してポーゼンから移送されていった。¹⁸⁾

強制移送の対象は占領地域に住むユダヤ人に限られなかった。デンマークのポリティック紙は、一九四〇年二月一日付けの紙面で、その数日前に行われたドイツからの強制移送の模様を次のように伝えている。「SSライヒ指導者であるハインリッヒ・ヒムラーの特別命令にもとづき、ライヒからの最初の強制移送がたった今行われたばかりである。一九四〇年二月二日から三日にかけての深夜、シュテッティンのすべてのユダヤ人が拘禁された。それも警察によってではなく、SS、SA、およびナチス党の政治幹部の手によってである。家毎に二人の隊員が割り振られ、彼らは該当する家族に対し、今夜の内に家を立ち退かねばならないこと、また目的地不明のままに移送される旨を伝え、暖かい下着があれば、それを身につけるようにと指示した。手荷物として、一つの鞆の携行のみが許されただけであり、すべての家具類は放棄せざるをえなかった。現金および結婚指輪と時計以外の貴重品はすべて引き渡さねばならなかった。銀行口座、家屋および土地等がある場合、これら財産の放棄の宣言が求められ、そのため予め用意されていた届出書類に所帯主が署名した。食料品、弁当の携行は許されなかった。早暁の三時から四時にかけて、婦人と子供を含むユダヤ人は、年令や健康状態に関係なく、それぞれSSおよびSAの二人の哨兵によって自宅からシュテッティンの貨物駅へと連行された。火曜日の早朝から東ポーランドへの移送が始まった。」

一九四〇年春以降、ポーランドでは、ロツツを皮切りに、巨大なゲットーが、ワルシャワ、クラカウ、ルブリン、ラードム、レムベルクに建設され、ポーランドのみならずライヒやその他の占領地域から移送されてくるユダヤ人達の差し当たりの住処となった。ワルシャワゲットーに閉じ込められたヤニナ・ダヴィドによれば、ゲットーの中の生活の実際は以下のようなものであったという。「一九四〇年」一月になるとゲットーの門は閉ざされました。……寒い気候にもかかわらずチフスが流行し、私たちはこのまま春になったら一体どうなることかと心配しました。しかし、そんな先のことよりも毎日毎日が不安と絶望の連続だったので。……食料の配給はますます減らされ、一日に黒パン約二〇グ

ラム、じゃがいも数個、オートミールと人參のジャム少量ずつ、それと一カ月に卵一個になり、パンの値段は一ポンド二二ズロティとなりました。熟練工の日当は一五から二〇ズロティだったのです。ポーランド各地からも、ドイツやチェコスロバキアからも、寄る辺のないよそ者たちを満載した列車が到着し、おそかれ早かれ困窮者収容センターに収容され、次から次に飢えと伝染病の犠牲になりました。……死者の統計は毎月上昇していました。一九四一年二月には一〇〇〇人を少し超えた程度でしたが、六月になると四〇〇〇人を超えるまでになりました。一〇月にはヴィルナで虐殺があったというわさがワルシャワまで流れてきました。ゲットーには五〇万近いユダヤ人がおり、市内のほぼ百区画を占領していました。つまりざっと一部屋に一四人が住んでいた勘定になります。九月になるとチフスで死んだ者の数は七〇〇〇人にものぼりました。」

ゲットーめがけて各地からユダヤ人の強制移送が行われていたこの時期、公式には国外移住政策が放棄されたわけではなかった。たとえば、一九四〇年四月二四日付けのライヒ保安本部の『回状』には、依然として、「ライヒ領域からのユダヤ人の移住を強力に推進しなければならない」との文言が見られるし、あるいは、「警察リスト」に関する六月三日付けのライヒ内務大臣『回状』は、ユダヤ人を対象に、「国外移住の目的」が認められる場合に限ってのみ「前科の記載なき行状証明書の定められた期間内での例外的な交付」を行うべき旨を指示していた。しかし、ドイツ軍の勝利と占領地の拡大が、一方で対象となるユダヤ人の増加を、また他方で移住対象国の喪失をもたらしたことにより、もはやこれまでのような国外移住が不可能な状況となっていたことも間違いない。ハイドリッヒは、六月二四日付けの外務省宛の報告の中で、新たな政策の必要性を訴えている。「私は、元帥閣下から、一九三九年一月、ライヒ全土からユダヤ人を国外移住させるべくその実行を委任されました。その後、重大な困難にもかかわらず、また戦時においてさえ、引き続きユダヤ人の国外移住は上首尾のうちに Rowe 行われてきました。私の官署が任務を引き受けて以来、今日に至るまで、

ライヒから移住したユダヤ人の総数は二〇万人にのぼります。ところで、今日ドイツが支配する領域全体におよそ三二五万のユダヤ人が存在しますが、問題全体の解決はもはや国外移住によっては不可能な事態とあひなりました。それ故、領域的最終解決が求められています。」

「領域的最終解決」が具体的に何を指すかについて、報告書は何も語っていない。しかし、この頃、ヒムラーは、『東方民族問題の処理について』と題する文書の中で、「私は、ユダヤ人を残らずアフリカあるいはその他の植民地へ大規模に移住させることにより、ユダヤ人という概念が完全に消滅する日が来るのを待ち望んでいる」との希望を表明していたし、あるいは、ヒトラーもまた、六月一八日に行われたムッソリーニとの短い会談の中で、「マダガスカル島にイスラエル国家を建設することも可能である」との考えを打ち明けていた。丁度この半月前には、外務省参事官ラーデマッハーが、西方ユダヤ人のマダガスカル島への移住を内容とする最初の計画書を作成し提出している。さらに半年後、内務省の人種問題担当係官レーゼナーはライヒ保安本部の第四局にあって移住問題に取り組んでいたアイヒマンから口頭で以下の計画について聞かされたという。「ユダヤ人の強制退去はごく近い将来に予定されている若干の計画と差し当たり遠い将来に予定されている一つの計画にしたがって遂行されることになる。近い計画は、ドイツ系の帰国移民が必要とする住居の確保を目的に、ユダヤ人を強制移送しようとするものである。たとえば、この一二月に三〇〇〇人のユダヤ人が東部プロイセンの諸都市から総督領へ移送される手筈となっているが、これはリトアニアから帰国するドイツ人の住居を確保するためである。しかし、近い計画は、必要最小限の範囲に留めなければならない。何故なら、どっちみち遠い計画がやがて一切の作業を不必要ならしめることになるであろうから。遠い計画は、戦争終結後、ドイツが占領したヨーロッパ全土のユダヤ人を四年ないし五年計画をもってマダガスカルへ追放しようとするものである。およそ六〇〇万のユダヤ人が対象となるであろう。」

もともと、イギリスが思いがけなく徹底抗戦を宣言し、早期の戦争集結の見込みの立たなくなったこの時期、はたして、政治指導部が本気でインド洋の孤島マダガスカルへの大量のユダヤ人の集団移送を考えていたかはさだかではない。また、この計画の最終目的が単なる集団移住に終わるものであったのか、あるいはその先に更なる措置が待ち受けていたのかも今となっては明らかにする術はない。しかし、いずれにせよ、一九四二年二月一日、つまり「最終解決」の実行に向けた最後の調整の場となったヴァンゼー会議の二〇日後、既にクルムホーフおよびアウシュヴィッツにおいてユダヤ人がガス室に送り込まれていた時期、計画の立案に参画していたラーデマツハーは、ビールフェルト公使に宛て、計画の中止とそれに至った経緯について以下の報告を行った。「一九四〇年八月、私は、ユダヤ人問題の最終解決のために私の担当部局が起草した計画をあなたに引き渡しました。問題解決のため、講和条約の中でフランスに対しマダガスカル島の割譲を要求し、また任務の実際の遂行はライヒ保安本部に委ねられる計画でした。この計画に沿って、ハイドリツヒは、ヨーロッパにおけるユダヤ人問題の解決を実行する、そうした権限をフューラーから与えられていたので。ところが、その後、ソ連に対する戦いが開始された結果、最終解決のために自由に利用できる新たな領域を手に入れる可能性が生まれることとなったのです。それ故、フューラーは、ユダヤ人をマダガスカルではなく、東方へと移送すべきであるとの決定を下しました。したがいまして、マダガスカルは今後最終解決を実行する上でもはや考慮に入れる必要のないものとなりました。」

(一) 一九三九年一月二一日のチヴァルコフスキーとの会談での発言、あるいは一月三〇日の国会での演説にもかかわらず、この時期、何故国外移住政策が採られたのか、また採られなければならないか。この点に關し、フリードレンダーは、「殲滅は不変の隠されたライトモチーフであった。しかし、この目標を実行に移すことが当面不可能であった限りに於いて、ヒトラー

- 法廷報告の回顧(一九二五年)
- (1) 法廷報告の回顧(一九二五年)
- (2) Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal. Bd. 28. S. 532.
- (3) P. Sauer, "Dokumente über die Verfolgung der Jüdischen Bürger in Baden-Württemberg durch das Nationalsozialistische Regime 1933-1945. II. Teil." (1966) S. 119.
- (4) Akten zur Deutschen Auswärtigen Politik 1918-1945. Serie D. (1937-1945). Bd. 5. S. 780ff.
- (5) A. a. O., S. 788.
- (6) Reichsgesetzblatt. 1939. Teil I. S. 1097.
- (7) H. Genschel, "Die Verdrängung der Juden aus der Wirtschaft im Dritten Reich." (1966) Anhang I. Tab. XI.
- (8) W. Wippermann, "Das Leben in Frankfurt zur NS-Zeit. Bd. 1." (1986) S. 128f.
- (9) Pfundner/Neubert, "Das neue Deutsche Reichsrecht." If. 8. S. 1.
- (10) 法廷報告の回顧(一九二五年)
- (11) 法廷報告の回顧(一九二五年)
- (12) Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal. Bd. 25. S. 131ff.
- (13) Reichsgesetzblatt. 1939. Teil I. S. 864.
- (14) Amtliche Begründung, Deutsche Justiz. 1939. S. 791f.
- (15) H. Genschel, a. a. O., Anhang I. Tab. XI.
- (16) (ed.) H. D. Schmid/G. Schneider/W. Sommer, "Juden unterm Hakenkreuz. Bd. 2." (1983) S. 24ff.
- (17) L. Dawidowicz, "The War against the Jews. 1933-1945." (1975) S. 154.; ders., "A Holocaust Reader." (1976) S. 55f.

- (18) (ed.) H.D.Schmid/G.Schneider/W.Sommer, a.a.O.,S.48ff.
- (19) H.Krausnick, "Anatomie des SS-Staates.Bd.2." 3.Aufl.(1982) S.291.
- (20) (ed.) H.D.Schmid/G.Schneider/W.Sommer, a.a.O.,S.84f. ニューズ新聞協会は「二月一五日付けの指令第三四七号において「外国の新聞が「一〇〇〇名のユートン系ユダヤ人が総督領へと強制移送されたことを伝えた。この報道は正しいが、しかし秘密のものとして取り扱われなければならない」とする理由により、ランマークの新聞報道の正しさを裏付けた。(Trials of War Criminals before the Nuerenberg Military Tribunals under Control Council Law No.10.Bd.13.S.144.)
- (21) フルシヤフゲッターの建設は「一九四〇年一月一日付けの行政長官フエッシャーによる「フルシヤフ市在住のユダヤ人及び今後当地に移送されてくるユダヤ人のための居住区を建設しなければならぬ」との『命令』(ed.) H.D.Schmid/G.Schneider/W.Sommer, a.a.O.,S.55)で始まったが、その中で「ユダヤ人居住区内のポーランド人に対しては、一九四〇年一月一日まで他の市街地に移転するところが、また、居住区外のユダヤ人に対しては、同日までに居住区内に移転するところが義務づけられた。その際、移転するユダヤ人には手荷物と寝具の携行のみが許された。」
- (22) J.David, "Ein Stück Himmel, Ein Stück Erde, Ein Stück Fremde." (1986) S.124,157ff.〔松本訳『ゲッターの四角い空』〕
- (23) (ed.) J.Walk, a.a.O.,S.320.
- (24) Ministerial=Blatt des Reichs=und Preussischen Ministeriums des Innern.1940.S.1046.
- (25) (ed.) H.D.Schmid/G.Schneider/W.Sommer, a.a.O.,S.27.
- (26) Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte.1957.S.197.
- (27) P.Schmidt, "Statist auf Diplomatischer Bühne 1923-1945." (1949[1961]) S.485.
- (28) H.Krausnick, a.a.O.,S.292.; U.D.Adam, "Judenpolitik im Dritten Reich." (1979) S.256.
- (29) B.Löserer, Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte.1961.S.296.
- (30) (ed.) H.D.Schmid/G.Schneider/W.Sommer, a.a.O.,S.43.

(九) 二重の戦争

(1) 双子の計画

一九四〇年二月一八日、ヒトラーは、『戦争指導に関する指令第二一号』^①を布告し、国防軍に対し、「一九四一年五月一五日」までに「迅速な作戦によるソヴィエト・ロシア殲滅の準備」を整えるよう命じるとともに、「作戦の最終目標」を次のように規定した。即ち、「ヴォルガ河からアルハンゲルスクに至る線上において、アジア・ロシアに対する防衛線を築くこと。最後まで生き残ったウラル地方は必要とあらばその後空軍によって抹殺すること。」それから二〇日余り後、年が変わった一月九日、彼は、ベルグホーフに召集した国防軍最高首脳部を前に、今度の戦いがドイツ民族の「最終目標」の中にどう位置づけられるかを説き明かした。「ロシアという巨大な空間は無限の財貨を包蔵している。ドイツはロシアを経済的、政治的に支配しなければならぬ。しかし、ドイツへの編入は避けなければならない。それにより、将来、諸大陸に対する戦いを遂行する無限の可能性を手に入れることができる。そうすれば、もはやいかなる者によっても打ち負かされることはありえない。作戦が実行に移されれば、ヨーロッパは固唾を飲むであろう。」^②

ロシアの大地がドイツ民族の「世界強国化」のための不可欠の前提であったとして、しかし、これから始まる対ロシア戦の意義と性格は、従来戦争が一般にそうであったような意味において、単に「領土」の獲得をめぐる戦いに尽きるものではなかった。それというのも、ボルシェヴィズムとはユダヤ人の発明した教説であり、彼らが、先の大戦後、それまでロシアを支配していたゲルマン的要素を排除し、ロシアをボルシェヴィキ化したと考えるヒトラーにとって、ロシアは、「諸大陸に対する将来の戦いを保障するための生活空間」といった以上に、世界支配を目指すドイツ民族の前に立ちはだかる唯一絶対の敵である「国際主義的ユダヤ人の母国」^③のものに他ならなかったのだから。それ故、既に一九三九年二月一〇日、陸軍の部隊長を前に語っていたように、これから始まる戦いは「純粹な世界観戦」であり、

「自覚的に遂行される人種戦争」としての性格をもつものでもあったのだ。ロシアに対する侵攻からちょうど一カ月後、クロアチア外相クヴァテルニクを前に、ヒトラーは、対ロシア戦が統一ヨーロッパ実現のためのユダヤ人に対する聖戦であるとの認識を明らかにしていた。「ユダヤ人は人類の災厄である。……ソ連という天国においてそうであったように、ユダヤ人を好き放題にさせたなら、彼らは間違いじみた計画を実行することになるにちがいない。だから、ロシアは人類に対するベストの温床となったのだ。……たとえ一国たりとも何らかの理由からユダヤ人の一家族の滞在を許したならば、彼らは細菌の温床となり、新たな破壊をもたらすものとなる。ヨーロッパからユダヤ人が一人残らず姿を消した時、ヨーロッパ諸国の協調を妨げる者はもはやいないであろう。」

結局、対ロシア戦は「二重の戦争」に他ならなかったということになる。それは、一方で、将来の地球支配をめぐるアメリカ合衆国との最後の戦いに備え、ドイツ民族が主導する自給自足可能な統一ヨーロッパを建設する上で必要不可欠な東方の後背地を確保するための戦いであったと同時に、他方で、統一ヨーロッパの破壊酵素となるであろうユダヤボルシェヴィズムに対して仕掛けられた最後の戦いでもあったのだ。『我が闘争』や『第二の書』に描かれた全体的な戦略構想を一読して明らか通り、東方における生活空間の獲得とユダヤ人の根絶、この二つの計画がいわば「双子の計画」として早くからヒトラーの頭の中で分かちがたく結びあわされていたと見て間違いない。

ただし、そのことは、ヒトラーが自らの手で二つの計画を結び合わせたということを意味しない。少なくとも彼の認識による限りはそうではなかった。『我が闘争』はいう、「われわれは、ヨーロッパの南方および西方に向かう永遠のゲルマン人の移動をストップし、東方の土地に視線を向ける。その際、われわれが、ヨーロッパにおいて新たな領土について語る場合、われわれの頭に思い浮かぶのは、何よりもまずロシアとそれに従属する周縁国家のみである。この時、われわれにはあたかも運命自体が暗示を与えようと欲しているかのように思われる。運命がロシアをボルシェヴィズム

に委ね渡したことにより、従来この国家を存立させ、その存立を保障してきたあの知性ある者たちがロシア民族から奪い取られる結果となったのである。……彼らに代わってユダヤ人が登場した。」つまり、生活空間構想と反ユダヤ主義というナチズムの世界観を規定する二つのモティーフ、二つの目標が、ユダヤボルシェヴィズムの誕生という最近のロシアの出来事により、思いもかけず、ロシアという大地、ソ連という一つの国家を舞台にして邂逅し収斂するに至ったというわけである。ドイツ民族にとって必要不可欠の東方の生活空間が、同じ地球支配をめぐる戦う永遠のライヴァルであるユダヤ人により支配され、彼らの牙城となったという、思いがけない出来事の中に、ヒトラーが「運命」の予兆を感じたとして何の不思議もなかったであろう。それはまさに「天の配剤」であったにちがいない。ロシアに対する一つの戦いが、同時に二つの戦いを意味し、ロシアに対する一つの勝利が二つの勝利を意味する、いわばそうした「仕掛け」がセットされたのだ。

さらに、ヒトラーにとって僥倖とでもいうべきは、ロシアを支配下に収めたユダヤ人が、ナチズムの人種理論の中でもっとも劣等な人種として位置づけられ、「組織の分解酵素」であるとみなされた人種に他ならなかったという事実である。人種理論に立つ限り、ロシアは、それが有する巨大な生活空間にもかかわらず、もっとも優れた人種的価値を有するドイツ民族の敵ではありえなかった。「ロシア軍は虚構の存在である」、あるいは「ソ連との戦争なんぞは砂箱遊びに過ぎない」、そのようにヒトラーはいう。戦火を交えるまでもない。既に「東方の巨大な国家は崩壊寸前」であった。「国家としてのロシアの終焉」は約束されたも同然であった。「われわれは、民族主義的人種理論の正当性をこの上もなく論証することになるであろう一大破局の目撃者となるべく、運命により選ばれたのである。」

(2) 特務部隊の投入

八回目を迎えた政権掌握記念日、ヒトラーはベルリンのシュポルト・パラストからドイツ民族と、そして何よりもユ

ダヤ人に対し次のように呼び掛けた。「一九四一年という新しい年が、ヨーロッパの新たな秩序にとって歴史的な年となることを私は確信する。一九三九年九月一日にドイツ国会で私が述べたことを思い出していただきたい。¹³⁾ 私はその時、世界がユダヤ人の手によって再び大戦の中に投げ込まれる事態が生まれた場合、すべてのユダヤ人はヨーロッパにおける役割を終えることになるであろうといったのである。かつて私の予言を聞く度にそうしてきたように、彼らは今日もまだこの予言を笑いとはそうとするのかもしれない。しかし、この問題についても、私が正しく事態を見通していたことは、ここ数カ月、数年の内に証明されることであろう。」¹⁴⁾

たしかに、ユダヤ人の側に勝ち目はなかった。「予言者」ヒトラーは同時に計画の「実行者」でもあったのだから。演説から一カ月余り後の三月三日、国防軍最高司令部に対し「二重の戦争」に関する最初の基本的指示が下された。「近く行われる軍事行動は単に武器をもった戦いに尽きるものではない。それ以上のものである」、そのようにヒトラーはいう。「軍事行動の目的の一つは、二つの世界観の対決にある。敵の軍事力を打倒するだけではこの戦いは終わらない。……これまで民族の抑圧者であったユダヤ・ボルシェヴィキの知識階級が除去されなければならない。」この指示を国防軍最高司令部に伝えたヨードルは、これにより現在作成中の『指令第二一号に関する特別分野についての指針』の一部修整が必要となったとし、以下の点の具体的検討を指示した。「SSライヒ指導者の率いる部隊が陸軍秘密憲兵隊と並んで軍が作戦行動を展開中の領域に投入されなければならないか否かにつき、SSライヒ指導者との間で検討を行う必要が生まれた。ボルシェヴィキの幹部および政治委員の全員をただちに無害化ならしめる必要性に鑑み、この問題に対しては肯定的な回答が与えられる。」¹⁵⁾

一〇日後、国防軍最高司令部により布告された『特別分野についての指針』¹⁶⁾は、軍の作戦地域内におけるヒムラーの権限を次の通り規定した。即ち、「陸軍の作戦地域において、SSライヒ指導者は、フューラーの委任にもとづき、政

治的行政の準備のための特別任務——対立する二つの政治体制の間で最終的な決着をつけなければならぬ闘争から生じるところの諸々の任務——を任されるものとする。この任務の範囲内で、SSライヒ指導者は独立しかつ自己の責任において行動する。……SSライヒ指導者は、自らの任務の遂行に際し、作戦行動を妨げないよう配慮する。規定の詳細については、陸軍最高司令部とSSライヒ指導者の間で直接取り決めるものとする。」

『指針』にもとづきハイドリッヒと協議を行った陸軍最高司令部は、三月二六日、特務部隊の活動に関する『規則』の草案を仕上げ、四月二八日、ブラウヒツチュの名においてこれを布告した。冒頭、「戦闘部隊の外部で行われる特別な保安警察上の任務の遂行は、保安警察(SD)の特務部隊を作戦地域へと投入することを不可避ならしめる。保安警察・SD長官との合意にもとづき、作戦地域への保安警察ならびにSDの投入が以下の通り決定された」との書き出しで始まる『規則』は、特務部隊の具体的任務として、「作戦行動開始以前に確定された物品(ライヒと国家に敵対的な組織・団体・集団の品物・文書・カード等)の保全ならびに特に重要な人物(指導的立場にある亡命者、怠業者、テロリスト等)の拘禁」、「国家とライヒに敵対的な企ての探索及び打倒」を挙げ、さらに、「特務部隊は、これらの任務の枠内で、自己の責任において、一般住民に対し執行措置を行うことを授權される」と定めた。

今ようやく「二重の戦争」が具体的な形をとってその姿をあらわそうとしていた。『規則』の草案が完成した四日後の三月三〇日、ヒトラーは、首相官邸に三軍の将校を召集した。目的は、目前に迫ったバルバロッサ作戦のもつ特異な性格を説明し、未曾有の戦いへの覚悟を要請することにあつた。この日のヒトラーの発言の要諦は陸軍参謀総長ハルダーの日記に書き留められている。「ロシアに対するわれわれの任務。軍の粉碎と、国家の解体。二つの世界観の戦い。ポルシェヴィズムに対し誤った判断をもつことは反社会的犯罪に等しい。共産主義は将来に対する巨大な危険。軍人同士としての戦友意識を退けなければならない。共産主義者は、かつて、これからも戦友ではない。殲滅戦争が問題とな

る。われわれは敵を生き長らえさせるために戦うのではない。ロシアに対する戦いはボルシェヴィキの政治委員および共産主義の知識階級の殲滅である。戦いは壊体の毒に対して遂行されねばならない。これは軍法会議の問題ではない。各戦闘部隊の指揮者は、問題の所在を承知しなければならぬ。政治委員やGPUの連中は犯罪者であり、犯罪者として取り扱われなければならない。戦いは西部におけるそれとは非常に異なったものとなるであろう。東部においては苛酷であることが未来に対して寛大なことなのだ。各指揮者に求められるべきは、自らの躊躇いを克服する犠牲である。」

「二重の戦争」に対する理解と覚悟を求められたのは一部の高級将校だけではなかった。ロシア侵攻が目前に迫った六月四日、バルバロッサ作戦に参加する全部隊は国防軍最高司令部から次のような『行動指針』を受け取った。「ボルシェヴィズムは、ナチスドイツ民族の不倶戴天の敵である。ドイツの戦いは、この破壊的な世界観ならびにその担い手に対し向けられたものである。この戦いは、ボルシェヴィキの煽動者、パルチザン、怠業者、ユダヤ人に対する無慈悲かつ断固たる措置の執行、ならびに一切の積極的消極的抵抗の完全な排除を要求する。戦いは狡猾なものとなることが予想されるが故に、赤軍のすべての兵士に対しては、たとえ捕虜であれ、最大の克己と細心の注意が命じられる。とりわけ、赤軍のアジア人兵士は、われわれにとって理解不可能な存在であり、陰険、非情な者たちである。……ソヴィエト連邦は、その多数がスラブ人、カフカズ人およびアジア人により構成された国家であり、ボルシェヴィキの権力者の暴力がそれを統合している。ユダヤ人が現にこのソ連の支配者である。」

さらに、二日後の六月六日、国防軍最高司令部は、ヴァルリモントの名において『政治委員命令』を布告し、政治委員に対する清算措置を命じた。「ボルシェヴィズムに対する戦いにおいて、敵の行動が人道ないし国際法の諸原則に基づくであろうと仮定すべきではない。……①この戦いの中で、これらの分枝に寛容な態度をとり、国際法上の配慮を示すことは誤りである。彼らは、われわれの安全にとっても、また獲得された地域の早急な平定にとっても危険な存在

である。②野蛮でアジア的な闘争の主謀者が政治委員である。彼らに対しては、それ故、即座に躊躇うことなく厳しい措置が執行されなければならない。それ故、戦闘中であれ抵抗中であれ、彼らを捕らえた場合、原則として即刻武器により片づけるべきである。」

これらの命令や指針が、国防軍の「二重の戦争」への積極的な加担を証明するものであったにせよ、「二重の戦争」の主たる担い手が、国防軍から「独立」し、「自己の責任」において、「二つの政治体制の戦いから生じる」「特別な保安警察上の任務」の遂行を、直接ヒトラーから授権されたヒムラー指揮下の「特務部隊」であったことは間違いない。それでは、「特別な任務」の詳細は何であったのか。命令は、何時、何処で、誰によって、そしてまた如何なる内容でもって与えられたのか。

ごく限られた文書資料を除けば、当事者の錯綜した証言が残されているだけである。四人の特務部隊隊長の内唯一人ニュルンベルクの法廷に立ったD隊隊長オーレンドルフは、一九四五年一月五日付けの宣誓供述書において、「一九四一年六月、ヒムラーから特務部隊の指揮を命じられた。……ヒムラーは、われわれのもっとも重要な任務はユダヤ人の女性、男性および子供、ならびに共産主義活動家の除去にあると説明した」ことを明らかにするとともに、さらに、翌年一月三日の法廷では、「対ロシア戦の開始の前、われわれが任務につく三・四日前、プレツチュに特務部隊および特務中隊の隊長が集められ、この会議の席上、ライヒ保安本部のシュトレッケンバッハから、口頭で、ハイドリッヒならびにヒムラーの命令が伝達されました」との証言を行った。「その命令というのは、保安警察およびSDの通常の任務に関する一般的命令と、それに加えて、清算命令、即ち、ロシアにおける特務部隊の作戦行動の領域内でユダヤ人ならびにソヴェエト政治委員を清算しなければならないというものでした。」あるいは、第7a特務中隊隊長であったブルームの一九四七年六月二九日付けの宣誓供述書によると、一九四一年六月の或る日、デューベンに召集された特務部

隊と特務中隊の隊長を前に、ハイドリツヒとシュトレッケンバッハが『特務部隊の任務について』と題する講演を行い、そこで、出席者は「ユダヤ人殲滅の任務についての報告を受けた」という。「東方ユダヤ人はボルシェヴィズムの知的貯水池である。それ故、フューラーの見解によれば、彼らは殲滅されなければならない、そのように説明されたのです。」さらにブルーメによれば、六月一七日にもベルリンのゲシュタポ本部で同様の会議がもたれ、その席上、ハイドリツヒは、プレツチュでの会議におけるシュトレッケンバッハの説明を前提に、「われわれが既にフューラーの命令を承知しているものとして、もっぱらわれわれと国防軍の関係についての説明を行いました。」

オーレンドルフとブルーメの証言の間には微妙な相異がみられるものの、少なくとも、独ソ開戦以前にユダヤ人一般を対象とした殲滅命令が下されたとする点では一致する。戦後の特務部隊裁判において共同被告人とされたブローベル等特務中隊隊長の多くもまた、オーレンドルフの主張に沿った供述を行っている。しかし、彼らの証言通り、はたして独ソ開戦以前に東方ユダヤ人「全体」の殺害が命じられていたかは、一九五五年にソ連抑留から帰国したシュトレッケンバッハが「殲滅命令」の伝達を否定したこともあって必ずしも明確ではない。一九五九年、第三特務中隊隊長であったイエーガーは、ベルリンでの会議の模様を、いささか曖昧な言い回しで、次のように回想している。「私が思い出すことができるのはただ次の事実だけです。即ち、ハイドリツヒは、挨拶の中で、対ロシア戦が開始された時、東方のユダヤ人のすべてが射殺されなければならないと宣言したのです。この点に関し付け加えておきたいのですが、ハイドリツヒがすべてのユダヤ人を射殺しなければならないと言ったのか、それとも特定のユダヤ人を射殺しなければならないと言ったのか、今となっては思い出すことができません。」

はたして殺害命令が「すべてのユダヤ人」を対象とするものであったのか否か。七月二日、ハイドリツヒがイエツケルン等四人のSS・警察上級指導者に宛てた文書を見る限り、答えは否定的なものとならざるをえない。この文書は、

六月一七日の会議で下された命令の周知徹底を目的に、その内容を要約したものであったとされるが、ここでは、「処刑されるべき」者として、「コミンテルンの活動家全員」、「党・中央委員会・管区委員会・地区委員会の上級活動家、中級活動家及び過激な下級活動家」、「国民政治委員」、「その他過激な分枝（怠業者、宣伝活動家、バルチザン、暗殺者、煽動者等）」とならべて「党及び国家機関に属するユダヤ人」が挙げられていた。つまり、殺害の対象は「すべてのユダヤ人」ではなかったということになる。さらに文書には、「新たに占領する領域において反共産主義的・反ユダヤ主義的勢力が行う自浄の企てを妨害することなく、逆に、これを密かに誘発するようにすべきである」との指示が付け加えられていたが、これについても、これ以前一般的な殲滅命令が下されていたならば、こうした指示は不必要であったはずである。差し当たり殺害の対象が「党及び国家機関に属するユダヤ人」に限られていたが故に、一般のユダヤ人に関しては、「自浄の企て」（ポグロム）に期待せざるをえなかったであろう。

ところで、この文書から二週間後の七月一六日、ヒトラーは、指令本部にローゼンベルク、ランマース、カイテル、ゲーリング、ボルマンを召集し、今後の占領政策に関する話し合いをもったが、その中で、「（ロシア人が下した）バルチザン戦はわれわれに刃向かう者どもを抹殺する可能性をわれわれに与えてくれた。……われわれは必要な一切の措置——射殺、強制移住等——を行うし、また行いうる。……巨大な空間はできるだけ速やかに解放されねばならない。これを行う最善の方法は、歪んだ観念をもつすべての者どもを射殺することである」との考えを明らかにしていた。ここでいう「歪んだ観念をもつ者」がユダヤ人一般を指すものであったとするならば、ヒトラーは遅くともこの時点で「すべてのユダヤ人」の殺害の実行を決断したということになるであろう。

それでは、当初の限定的な命令に代わって、特務部隊に対して、何時の時点、東方ユダヤ人全体を対象とする「フューラー命令」が下されたのか。シュトライムは、第五特務中隊隊長シュルツや第八特務中隊隊長ブラドフィッシュ等の証

言および部隊の報告書を手掛かりに、ロシア侵攻の数週間後、七月末から八月末にかけてではなかったかと推測する。たとえば、ブラドフィッシュは、恐らくは七月中頃にB隊隊長ネーベから命令を伝達されたとし、あるいはシュルツは、八月、C隊隊長ラッシュ博士が、特務中隊隊長を前に、イェツケルンの名前を出しながら、「いかなる復讐者も残さなため」、今後ユダヤ人の女性と子供に対しても処刑を執行すべきとの命令を伝えたという。さらにこうした証言は特務部隊からの報告書によっても裏付けられるところであり、イェーガー率いる第三特務中隊が一九四一年二月一日までに作戦地域で行った処刑のリストによると、八月二五・六日以降、それまでの七月二日付けのハイドリッヒの文書にそった処刑理由に代わって、まったく一般的に「ユダヤ人男性、ユダヤ人女性、ユダヤ人子供」が登場するようになる。あるいは、第四a特務中隊の報告書は、八月の時点で「あらゆる年令層のユダヤ人男女」を対象とする殲滅作戦が開始されたことを、また、D隊の報告書も、八月の時点で「ユダヤ人問題の解決がもっとも重要な課題の一つとして着手された」こと、既にこの一カ月間に作戦地域から「ユダヤ人が一掃された」ことを伝えている。これらの報告書を見る限り、ロシア侵攻から一カ月余り後、前線部隊の作戦行動に決定的な変化が生まれたとみて間違いないであろう。⁽⁵⁸⁾⁽⁵⁹⁾

作戦開始から三カ月足らず、一〇月二五日までに行われた作戦行動に関しA隊が作成した大部の総轄的な報告書は、その中で、「保安警察による清掃活動の目的は、ユダヤ人を可能な限り包括的に除去すること」にあったこと、それ故、「特務中隊により各都市において、また農村部において、広範な処刑措置が遂行された」ことを明らかにしている。ここでいう「包括的除去」が文字通りのものであったことは、報告書に添付された「これまでに実行された処刑の総数」がはっきりと物語っていた。リトアニア、レットランド、エストランド、白ルテニアの四地域全体で二二二八七人の処刑が報告され、その内の九七%にあたる一一八四三〇人がユダヤ人で占められていたのである。⁽⁶⁰⁾その後、一九四二年初頭と推測されるA隊の報告書は与えられた任務の終了を次のように宣言した。「東方地域における体系的な清掃活動

は、基本的命令に従い、ユダヤ人を可能な限り完全に除去するところを目的とするものであった。この目的は、白ルネニ
アを除けば、これまで二二九〇五二人のユダヤ人を処刑することにより、「一応達成された」といえる段階に達した」と⁽⁸⁶⁾。

- (1) Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal. Bd. 26. S. 47ff.
- (2) (ed.) P. E. Schramm, "Kriegstagebuch des Oberkommandos der Wehrmacht. Bd. 1." (1961) S. 258.
- (3) A. Hitler, "Mein Kampf." (1925/27[1934]) S. 751.; "Hitlers Zweites Buch." (1961) S. 158.
- (4) Rede am 10.2.1939 in Berlin an die Truppenkommandeure des Heeres., Bundesarchiv Koblenz. NS. 11/28. 131. S. 20.
- (5) (ed.) A. Hillgruber, "Staatsmänner und Diplomaten bei Hitler Zweiter Teil." (1970) S. 556f.
- (6) A. Hillgruber, Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte. 1972. S. 137ff.; K. Hildebrand, "Das Dritte Reich." (1979) S. 18.
- (7) J. Toland, "Adolf Hitler." (1976) S. 721.
- (8) L. Dawidowicz, "The War against the Jews 1933-1945." (1975) S. 208ff.; J. Toland, a. a. O., S. 230f.; A. Hillgruber, "Deutschlands Rolle in der Vorgeschichte der beiden Weltkriege." 2. Aufl. (1979) S. 67ff.
- (9) A. Hitler, a. a. O., S. 742f.
- (10) (ed.) A. Hillgruber, "Staatsmänner und Diplomaten bei Hitler." (1967) S. 385.
- (11) A. Speer, "Erinnerungen." (1969[1979]) S. 188.
- (12) A. Hitler, a. a. O., S. 743. 『将々闘争』の扉題をたどって見た戦後史 『築いの軌』 ("Zweites Buch." (1961) S. 158.) 4-1
九三六年の党大会の演説("Reden des Führers am Parteitag der Ehre 1936." (1936) S. 29.) 中での演説の返り文である。
(13) 明らかでないユダヤ人の顔に違ふところ。この彼が参照を求めたユダヤ人に対する「予言」は、一九三九年九月一日では
なく、同じ年の一月三〇日に行われた演説の中でのことである。ユダヤ人は「その他」一九四一年一月三〇日、九月三〇日の
演説(ed.) M. Domarus, "Hitler. Reden und Proklamationen." (1963) S. 182ff., 1920.) での「同じ問題」を築いの軌に

てゐる。せせらへ、トーランドが指摘するやうに、これは単純な言い間違ひといつたものではなく、むしろ、『安楽死命令』の日付を九月一日に遷らせたと同様、ここでも日付をポーランド侵攻の日に合わせてることにより、意識的であれ、無意識的であれ、彼は二つの計画——生活空間の獲得とユダヤ人の根絶——を結びつけようとしたのではなかったか。そして、このことは、改めて「双子の計画」説を裏付けるものであったといえよう。(J.Poland, a.a.O., S.231.)

(14) (ed.) M.Domarus, a.a.O., S.1663f.

(15) (ed.) P.E.Schramm, a.a.O., S.340ff.

(16) Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal, Bd.26 S.53f.

(17) H.A.Jacobsen, "Anatomie des SS-States, Bd.2." (1967[1982]) S.170f. Dokument Nr.2.

(18) H.A.Jacobsen, a.a.O., S.171ff. Dokument Nr.3.

(19) F.Halder, "Kriegstagebuch, Tägliche Aufzeichnungen des Chefs des Generalstabes des Heeres 1939-1942, Bd.2." S.335ff. エラーの演説内容が、多くの出席者にとつて決して予想外のものではなかったであろう。既に、一九三九年、国防軍最高司令部より編集・出版された教化用小冊子『ドイツ史におけるユダヤ人』は「二重の戦争」について言及していたのだから。「われわれドイツ人は今日二重の戦いを行っている。非ユダヤ系諸民族に対しては、われわれはただわれわれの生存の利益を確保しようとするにすぎない。彼らには敬意を払い、騎士道に則った戦いを行うものである。しかし、世界ユダヤ人に対しては、有毒な寄生虫を相手にせよがごとく戦ふ。」(C.A.Hoberg, "Der Juden in der deutschen Geschichte." (1939) S.41f.)

(20) H.A.Jacobsen, a.a.O., S.187f. Dokument Nr.11.

(21) H.A.Jacobsen, a.a.O., S.188ff. Dokument Nr.12.

(22) 「特務部隊 (Einsatzgruppen)」は、陸軍の軍事的作戦行動に伴う、作戦地域内において、自らの責任の下に、事実上陸軍部隊から独立して、保安警察上の任務を遂行するために設けられた保安警察・SD長官の戦闘部隊であった。(ed.) C.Zentner / F.Bedürftig, "Das Grosse Lexikon des Dritten Reiches." (1986) S.142.) ニルンベルク法廷での特務部隊D隊隊長オーレンツルの証言によれば、ニルンベルク作戦は、A、B、C、Dの四隊が編成・動員されたという。(各特務部隊の作戦地域をめぐって、L.Dawidowicz, a.a.O., S.169.に詳しい図解がある。)各部隊の将官クラスはゲシュタポ、SDおよび

刑事警察から、その他のメンバーについては、その大部分が武装のさよび秩序警察から選抜された者たちから構成されていた。(Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal, Bd.4, S.316, 324, Bd.31, S.40.) 部隊の規模については、細部については、異なる報告があるが、たとえ、クーネにしろ、各部隊は、七〇名なら一〇〇名なら、(特務中隊(Einsatzkommando)(Sonderkommando))、せうに二〇名なら一三〇名からなる「特務小隊(Teilkommando)」により構成され、全体の隊員数は、A隊が最大で九〇名、D隊が最小で五〇名であったという。(H. Höhne, "Der Orden unter dem Totenkopf." (1967) S.328.)

(82) Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal, Bd.31, S.39.

(83) Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal, Bd.4, S.316ff. ホーントマン博士の証言の中で、「清算作業(Liquidation)とは殺害(kill)することを意味するのだから」との質問に対し、「その通りです」と答えている。なお、彼は、この他、ヒトラーから、「ロシアに対する攻撃開始の前、ヒトラーが軍首脳部との会議においてこの任務の存在を打ち明け、彼らに対し必要は援助を与えるよう命じた」と、この任務に関連し、「一九四一年の夏の終わり頃、ニコライフにあって、「命令の執行はつき、清算行為に参加する隊長、隊員達には何ら責任はなく、唯一フョーラーが責任を負うもののため」ことを聞かされた」と証している。

(84) H. Krausnick, "Hitlers Einsatzgruppen." (1985) S.138f.

(85) A. Streim, "Die Behandlung sowjetischer Kriegsgefangener im Fall Barbarossa." (1981) S.75f.

(86) A. Streim, "Der Mord an den Juden im Zweiten Weltkrieg." (ed.) E. Jäckel/J. Rohwer) (1985) S.107, 109. 一九四四年「シオニストガルトで行われた『第二次大戦中のヨーロッパユダヤ人に対する殺害——決定の形成と実現——』と題する会議におこなわれたこの報告は、内容的には、先の「Die Behandlung sowjetischer Kriegsgefangener im Fall Barbarossa." S.74ff. 参照せよ。

(87) H. Krausnick, "Der Mord an den Juden im Zweiten Weltkrieg." (ed.) E. Jäckel/J. Rohwer) (1985) S.92.

(88) Zitiert bei H. Krausnick, "Anatomie des SS-Staates, Bd.2." (1967[1982]) S.300.

(89) A. Streim, a.a.O., S.112.

(90) Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal, Bd.38, S.86f.

(22) A. Streim, a.a.O., S.107ff.

包括的な殲滅命令が下された時期に関して、従来、クラウスニックが、オーレンドルフの証言、六月二八日に作成され七月七日付けで布告された保安警察・SD長官の『特務命令第八号』(H.A.Jacobsen, a.a.O., S.200ff. Dokument Nr.24.)等を根拠として、七月二日の文書にもかかわらず、対ソ開戦以前であったことは何ら疑問の余地のないものであるとし(H. Krausnick, a.a.O., S.297ff.)⁷⁾たえば「ブラッハーもまたこうした見解を受け入れてきた。(K.D.Bracher, "Die deutsche Diktatur." (1969 [1970]) S.460.)

前者のオーレンドルフの証言に関して、シュトライムは、戦後における当事者からの証言取材をもとに、オーレンドルフが自らの罪の軽減のため他の共同被告人と諮り偽証工作を行ったとし、彼の証言は虚偽のものであったと結論する。(A. a.O., S.107ff.) また、ブルーム等の特務中隊長が、六月二日以前にベルリン、プレッツチュにおいて一般的な殺害命令を受け取ったと証言していることについても、当初の限定的な殺害命令とその後一般的な命令を意識的無意識的に混同したものと推測されるとし、また一般的命令以前に多くの部隊が行っていた七月二日の命令に根拠をもたない殺害行為を弁護するためのものではなかったかとする。(A.a.O., S.114f.)

後者の『命令』に関しては、これは傍証としても十分なものとはいえないであろう。それというのも、「除去すべき分肢」として、「党と国家の重要な活動家」、「赤軍の政治委員」等とならんで「あらゆるユダヤ人」が挙げられているものの、『命令』は、元々、「ソヴィエトロシア人を収容する捕虜収容所の清掃に関する指針」として布告されたものであり、したがって、「除去すべき分肢」として挙げられている「あらゆるユダヤ人」は、あくまでも「捕虜」となったユダヤ人の全員でしかなかったのだから。(33) シュトライムは、一般的な殲滅命令に関して、それは従来考えられてきたように完結した一つの命令の形で或る時点特定の場所において特務部隊に対し発せられたものではなく、むしろ、個々に発せられたいくつかの命令が最終的に通常「フューラー命令」と呼ばれるようなものへと集約されるに至ったものではなかったかとする。即ち、一九四一年六月一七日にベルリンにおいてハイドリッヒが通告したポグロム煽動の命令が最初であり、おそらく同時に党及び国家機関に属するすべてのユダヤ人ならびにその他の「急進分肢」の抹殺の命令が下され——この命令の枠内で、とりわけ抵抗能力をもつユダヤ人男性に対する「報復」等を口実とした殺害が始まった——、そして、最後に、命令の対象がユダヤ人の婦人と子供へと拡大されることとなったのであろう」と。(A.a.O., S.117.)

- (34) 第六軍最高司令官フォン・ライヘナウ元帥が、東方地域で展開中の各部隊に対し布告した一九四一年一月一日付けの秘密命令(Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal, Bd.35, S.84ff.)は、特務部隊の作戦行動の対象がユダヤ人一般へと拡大したことを報知し、かつそのことに關する了解を求めるためのものではなかったか。『命令』はいう、「ユダヤボルシェヴィキ体制に対する戦争のもっとも重要な目標は、彼らの権力手段を完全に破壊ならしめ、かつヨーロッパ文化領域におけるアジア的影響を根絶することにある。……各兵士は、東方地域にあつては、単に戦争のルールに従う戦闘員であるだけでなく、仮借なき民族主義的理念の担い手であり、かつドイツ民族ならびにその類縁民族に加えられるべきであらざる残虐行為の復讐者でもある。それ故、各兵士は、下等人間であるユダヤ人に対し厳しいが正当な贖罪を行わしめる必要性というものについて完全な了解をもたなければならぬ。」なお、フューラーから「優秀」との評価を与えられたこの『命令』は、その後、カイテルの指示にもとづき、写しが、一月二十八日、陸軍最高司令部の手によって、第六軍以外の各司令官宛てに、「同様の布告を発令するように」との指示を付して送付されたという。
- (35) Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal, Bd.37, S.670ff. なお、報告書は、この他に、リトアニアとレットランドでのボタロムにより殺害されたユダヤ人五五〇〇人、旧ロシア領域内で清算されたユダヤ人、共産主義者、パルチザン二〇〇〇人、精神病者七四八人、ティルジットの国家警察とSD支部による国境巡察中に処刑された共産主義者とユダヤ人五五〇二人を挙げている。これらの数を合わせた総数は二三五六七人であった。この内訳からも明らかのように、処刑の対象は精神病者にも及んでいた。その実際の様子については、E.Klae, "Euthanasie im NS-Staat." (1983) S.367ff.

- (36) Trial of the Major War Criminals before the International Military Tribunal, Bd.30, S.72.